

令和2年5月7日

三好市

## 工事等を受注された皆様へ

### 「施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症への対応について」

令和2年5月4日、内閣総理大臣により、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の期間が令和2年5月31日に延長されたことを受け、「都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛要請期間の延長」についてお知らせします。また、工事等の継続にあたっては、感染拡大防止の観点から、次のとおりご留意いただきますようお願いいたします。

#### 【感染拡大防止対策の徹底】

1. アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒
2. マスクの着用、手洗い、うがいの励行
3. 現場作業（業務）では、三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）の回避  
（朝礼・KY活動・打合せ・食事休憩・現場作業及び移動時等）
4. 体温測定等による作業従事者等の健康管理

#### 【作業従事者等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の初動対応】

5. ①速やかに発注者に報告  
②保健所等の指導に従い適切な措置  
（感染者本人や本人との濃厚接触した疑いがある者の自宅待機等）

#### 【新型コロナウイルス感染症の影響により、現場作業等に支障が生じた場合の対応】

6. ①工期（履行期間）等の見直しの相談  
②調達に支障が生じている資材等の監督員への報告  
③発注者による一時中止の指示（発注者が継続困難と判断した場合）

※ 移動自粛制限の期間は、令和2年5月31日までとします。

#### ■監督員連絡先

（発注者の監督員にご連絡ください。）